

○基礎年金の機能を明確にすること。

を掲げた。

また、タイポロジーの観点からすれば、わが国の2004年改革はパラメトリックな改革とパラダイマティックな改革の混在した段階にあると言える。日本の次の年金改革においては、2004年改革によって長期にわたって社会保障年金制度が成り立つかを検討する必要があるとともに、パラメトリックな改革に拘らず、パラダイマティックな改革についても十分に議論を重ね、実行に向けた現実的な制度案を検討することも必要と考える。

パラダイマティックな改革として、NDC型の導入は、制度運営が比較的円滑になる利点がある。給付算定の複雑な調整が不要、支給開始年齢の問題が明示的に扱われない、勘定残高の管理によって個人の引退行動に中立な仕組みが提供されるなどの点が、制度改革への抵抗を弱める方向に働く。その意味で、現行の2階建ての給付構造の場合にも、NDCの仕組みを取り入れることも有力な案と考える。

NDCでは、拠出した保険料が仮想口座に付与され、一定の仮想利息により累積したものが給付原資となる。前述の、現行の2階建ての給付構造のまでのNDC導入は、拠出時点での再分配を行なうということであり、被保険者全体でみた場合の保険料の総額とNDCへの給付与額が等しくなることをイメージしている。

NDC型の制度の場合、「仮想勘定に付利する利率の設定基準」、「引退時に勘定残高を年金に転換するための除数(divisor)の設定基準」の二つの論点がある。前者については、基準となる利率は、平均賃金の上昇率－人口(公的年金被保険者数)減少率、あるいは総賃金の増加率を付与利率の基準とすることが妥当と考える。後者については、除数は、(実質賃金上昇率(=賃金上昇率－物価上昇率)－人口減少率)を予定利率として設定されるが、スウェーデンのように実質賃金上昇率に相当する率(=年1.6%)を固定化してしまうことも考えられる。また、クレジットの設定は、将来分の配分と移行時点の開始残高とに分けて考える必要がある。

現行制度にNDC的な考え方を導入した上で一定の財政規律を確保しようとした場合、具体的には以下のとおりとなるが、財源および財政的な側面から、最低保証のあり方または基礎年金の機能の明確化が大きな課題となる。この点については、更なる検討が必要と認識している。

○制度の基本をNDCとする(NDCは所得比例に一本化する場合でも、現行の2階建て給付構造の場合でも可能)。

○最低保証額を設けて、NDCによる年金がこの額に達しなければ、差額を支給する(所得比例一本化の場合)。基礎年金の水準を最低保証のような意味のあるものに確保する(2階建て構造の場合)。

○最低保証額の改訂あるいは基礎年金の改定はマクロ経済スライドの対象としない。

○遺族、障害給付を別制度とする(保険料と給付との関係が弱い同給付を一般財源からの給付に分離するのも1つの考え方)。

○仮想利息は賃金上昇率－被保険者減少率、支給開始後のスライドは物価上昇率、とする。

○国庫負担は、最低保証額との差額部分及び遺族障害給付(及び子への加給年金や育児休業等期間の保険料)に振り向ける。

○NDC 部分に自動均衡機能を適用する。

## 2. 「第2章 年金制度体系の数値的検証」の主な示唆

「第2章 年金制度体系の数値的検証」では、第1章の内容を踏まえて、わが国にNDCが導入された場合の数値的検証を実施した。

年金の制度改革を実現するためには経過措置の適否が鍵を握るが、経過措置が経年的に問題なく推移するかを確認する作業は重要である。第2章で実施した経年シミュレーションには限界があることを念頭に置く必要があり、制度改革の実現を検討するには更に諸前提を詰める必要がある。しかし、計算結果からは経年的に見て対応可能であることが示唆される。

NDCへの移行については、シミュレーション結果から経年的には運営可能であることが示され、また、制度的にも拠出した保険料見合いの給付という面がより明確になり国民の納得感が得られると考える。

## 3. 「第3章 公私の役割分担のあり方」の主な提言

「第3章 公私の役割分担のあり方」では、私的年金の中でも主に企業年金を中心に歴史的経緯や役割を整理し、被用者を念頭に老齢年金における公私の役割分担のあり方を検討した。

公的年金が今後も退職後所得の基盤・中核の役割を果たす一方で、私的年金は退職後所得の補完的な役割を果たし、その重要性が増してくると考える。その際、公的年金と私的年金を足し合わせた尺度の必要性や、公的年金がスリム化していくことや年金制度のリスク分散の観点から、私的年金を充実して公私のバランスをとる方向に進む必要があると考える。

私的年金充実の方策は、拠出段階での税制優遇や私的年金制度そのものの拡充によって対応がなされるべきである。具体的には年金課税を実質的にEETにすることの検討や、さらに一步進んで横断的・統一的な税制の構築の検討が説得力の強い政策となるが、まずは既存の制度の改善・整備を進めることが第一と考える。確定給付型の企業年金については概ね整備されていると考えられるため、今後は確定拠出年金の拡充により力を入れるべきであろう。

この他、以下の点についても検討する必要があると考えられる。

○公的年金のスリム化とそれを補完するためのスキーム等の提供はセットでなされる必要がある。

○DCについては、平均余命がますます伸張する中で、積み立てた年金原資をどのように取り崩していくのか（年金化）についてもさらに議論する必要がある。

○私的年金の重要性がますます高まり、公的年金の代替・補完機能が強化されている中で、私的年金の比重が高くなれば、私的年金全般についても年金権分割を認めることを検討する必要もある。

## 4. 「第4章 働き方・生き方と年金制度のあり方」の主な提言と今後の展望

「第4章 働き方・生き方と年金制度のあり方」では、働き方や生き方（家族形態等含む）の多様化の進行および意識変化と現行の年金制度にミスマッチが生じている部分があるとの認識の下、就業形態の多様化、家族形態との関係、雇用主負担のあり方などについて整理し、

年金制度の対応を検討した。

年金制度の対応としては、人々の働き方や生き方（家族形態等含む）の選択に対し、年金制度がなるべく中立的であることが全体的な方向性と考える。ただし、次世代育成に関しては、社会全体の存続に関わるテーマであり、より積極的対応が必要と考える。しかしながら、年金制度として対応可能な範囲は限られよう。

具体的な検討の方向性としては、以下の通りである。

- 就業形態は今後ますます多様化していくと予想される。こうした多様化の内容を事前に把握することの限界も考えると、制度を一元化し、統一的に運用する方が合理的と思われる。
- ただし、自営業者等も含めた無差別の一元化については、年金制度の枠内には納まらない難問も多く、労働問題や所得把握問題なども含めて総合的な検討が必要である。
- 現実的な対応としては、まずは実質的な被用者であるにも関わらず、現行制度の第1号被保険者や第3号被保険者となっている者について、要件の見直しなどにより現行制度の第2号被保険者の制度を適用できるように制度の改善を図るべきである。
- 現在の日本の年金制度は、無償労働による貢献について、現在働いていない専業主婦（あるいは年収が130万円未満の妻）の無償労働のみが評価の対象となっており、そのような第3号の仕組みを改める必要がある。
- 今後とも繰上げ支給制度の継続が必要と思われ、さらに進んで、年金受給開始年齢を個人で選択できるような制度がより望ましいと考える。その際、受給開始年齢が遅いほど受給月額が多くなるような調整をすべきである。一方、受給開始可能な最若年齢については基準を設けるべきである。
- 実質的に雇用している者について、雇用形態に関わらず、支払賃金の標準報酬月額相当部分について、雇用主は保険料負担をする制度とすべきである。
- 雇用主負担の保険料率については、当面は標準報酬月額に対する保険料率を労使折半とするが、将来的には料率を勘案の上、標準報酬月額上限超の部分についても雇用主の負担を検討する。

いずれにしても第4章のテーマについては、年金制度のみでは対応しきれない問題が多い。しかし、上記に列挙したような方向性で、年金制度の枠を超えて検討を深めていくことにより、長期的な年金制度の課題に応えられると、考える。